

物品貸与 契約書

【貸与物品】

物品名	数量	備考

上記物品の貸与について貸付人（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は機材貸し出しを、次の条件により実施する。

- （貸借料）甲は、上記物品を**無償**で乙に貸与する。
- （貸与目的）乙は、貸与物品を**甲のビール販売のみに使用**するものとする。他社のビール等の販売に使用している場合、直ちに当該物品を返却するものとする。
- （貸与期間）貸与期間は無期限とするが、ビールの購入量が3か月以上連続して50Lを下回る場合、甲は貸与を解消し、直ちに物品の返却を求めることができる。
- （破損）乙は、物品を破損させた場合には原状回復させなければならない。原状回復が難しい場合には、本体代金として5万円を支払う。紛失の場合も同様とする。
- （故障）経年劣化による故障は、乙の責任とはならないが、甲は故障の責任を負わない。対応に関しては、協議の上決定する。
- （経費負担）貸与物品の利用にあたって必要となる経費は、すべて乙の負担とする。
- （返還等）乙は、貸与物品を貸与目的に使用しなくなった時は、すみやかに甲に通知し返還するものとする。この場合においてはこの契約を解除するものとする。
- （管理義務）乙は、貸与物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。乙は、貸付物品の使用によって第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任においてその一切を解決する。
- （譲渡・転貸の禁止）乙は、貸与物品の使用権を甲の許可なしに他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （協議）本契約に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。

年 月 日

貸付人（甲）

金沢市茨木町29-8
オリエンタルブルーイング株式会社
代表取締役 田中誠

借受人（乙）